

薬食審査発第 0323009 号
平成 19 年 3 月 23 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



希少疾病用医薬品の指定について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

指定番号	医薬品の名称	予定される効能、 効果又は対象疾病	申請者の氏名 又は名称
(19薬) 第 198 号	ニロチニブ 塩酸塩水和物	メシル酸イマチニブ 抵抗性又は不耐容の 慢性骨髄性白血病及び 再発又は難治性のフ ィラデルフィア染色 体陽性急性リンパ性 白血病	ノバルティス ファーマ株式会 社
(19薬) 第 199 号	ダサチニブ 水和物	メシル酸イマチニブ 抵抗性又は不耐容の 慢性骨髄性白血病及び 再発又は難治性のフ ィラデルフィア染色 体陽性急性リンパ性 白血病	ブリストル・マ イヤーズ株式会 社

